

### お知らせ

記者発表資料

令和4年6月24日

■同時発表先:合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

### 中国地方整備局

## 建設業法令遵守推進本部の活動について

~契約不備や支払期日超過等の法令違反が散見~ ~建設業の処遇改善・適正取引推進が急務~

中国地方整備局では、平成19年4月より建設業法令遵守推進本部を設置し、建設業者の法令違反情報等の収集や建設業者への指導・監督を行っています。

この度、令和3年度活動結果を取りまとめるとともに、令和4年度活動方針を定めました。

令和3年度は、14業者(建設業者)に対して立入検査を実施し、請負契約や工事施工体制の不備等による文書勧告を11業者に対して行いました。

令和 4 年度は、更なる法令遵守の推進に向けて、適切な水準の賃金支払等、技能労働者の処遇改善に関する情報収集、調査及び周知や、「駆け込みホットライン」、「建設業フォローアップ相談ダイヤル」等による法令違反情報の収集及び法令違反を未然に防ぐための各種相談対応、立入検査による建設業者への指導・監督等の各種取組を実施します。

なお、建設業に関する各種相談窓口は、別紙3のとおりです。

- ○別紙 1 中国地方整備局建設業法令遵守推進本部 令和 3 年度活動結果概要
- ○別紙 2 中国地方整備局建設業法令遵守推進本部 令和 4 年度活動方針
- ○別紙3 建設業に関する各種相談窓口

#### <問い合わせ先>

国土交通省 中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課

082-221-9231 (代表)

#### 【担当】

建設業適正契約推進官 米田 正裕 (内線6119)

課長補佐 土井 学 (内線6142)

### 中国地方整備局建設業法令遵守推進本部 令和3年度活動結果概要

令和3年度における「中国地方整備局建設業法令遵守推進本部(以下、「推進本部」 といいます。)」の活動結果は下記のとおりです。

#### |1.法令違反に関する通報等の受付|

推進本部では、<u>建設業法違反通報窓口「駆け込みホットライン」と各種建設業に</u> 関する相談窓口「建設業フォローアップ相談ダイヤル」 を設けて、建設業に係る法 令違反に関する情報収集を行っています。

令和3年度は、「駆け込みホットライン」等に寄せられた通報等が<u>222件</u>あり、 その内訳は次の通りでした。

#### 【内訳】

- ●法令違反に関する疑義・・・・・46件
- ●不払い相談・・25件
- ●社会保険加入に関する相談・・・・15件
- ●契約関係・・・21件
- ●建設業法に関するその他相談・・115件

#### 2. 建設業者への立入検査等

(1) 立入検査

令和3年度は、大臣許可業者14業者に立入検査を実施しました。

#### 【主な内訳】

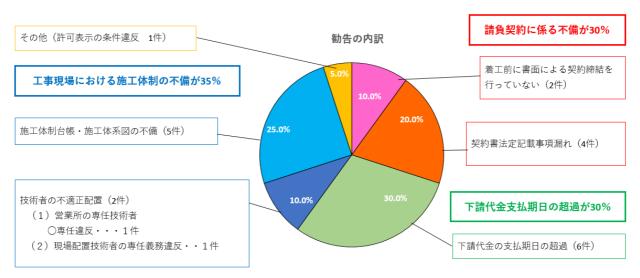
- ●フォローアップを目的とした立入検査・・・・・・・・3業者
- ●下請取引等実態調査の結果に基づく立入検査等・・・・・・6業者
- ●新たに許可を受けた建設業者・・・・・・・・・・6業者
- ※1業者に対し、複数の事由により立入検査を行う場合があるため、立入検査業者数と上記内 訳の合計は一致しない。

立入検査の結果、建設業法における義務規定違反が1件以上あった<u>11業者に対し</u> 改善のための文書勧告を実施し、改善報告を求めました。

勧告において改善を求めた事項の総数は20件であり、このうち請負契約に係る不備が6件(30%)、下請代金の支払期日の超過が6件(30%)、工事現場における施工

#### 体制の不備が7件(35%)を占めていました。

#### 【下図参照】



※1業者に対し複数の勧告を行うことがあるため、「勧告業者数」と勧告において改善を求めた事項の合計は一致しない。

引き続き、あらゆる機会を捉えて、上記違反項目を含めた、建設業法令遵守にあたっての各種義務規定について、啓発を行っていく所存です。

#### (2)報告徴取

令和3年度は、大臣許可業者59業者に報告徴取を実施しました。

①標準見積書の活用実態に関する報告徴取

契約内容となるべき重要事項(法定福利費含む)を明示した、専門工事業団体等が作成した標準見積書について、その活用実態を<u>50業者</u>に対して報告徴取しました。

活用実態は元請で約25%、下請で約46%にとどまりました。この実態 を踏まえ、今後とも、活用を啓発していきます。

②建設工事における工期等の実態に関する報告徴取

前工程の影響を受け、厳しい工期を強いられる下請業種について、その実 態を**9業者**に報告徴取しました。

その結果、建設業法において禁止されている著しく短い工期と判断される 事例は発見されませんでしたが、業務繁閑により週休二日が確保できない時 期があること、休日よりも賃金を重視する傾向が見られました。引き続き、 適正工期について啓発を行うとともに、発注時期の平準化・賃金上昇といっ た、関連性の高い施策についても並行して推進・啓発していきます。

#### 3. 適正な請負代金での契約締結の状況に係るモニタリング調査

請負代金や工期などの契約締結の状況についてモニタリング調査として、標準見 積書の活用状況や見積りに基づく協議の状況、代金の支払い状況等について、ヒア リングを実施しました。

このヒアリングを通じて、元請業者に対して、一方的な値引き・原価割れ・不当に安い労務費等の不適切な取引を行うことがないよう要請するとともに、昨今の資機材価格高騰を踏まえ、適切な価格転嫁に向けた発注者との協議、元下間の協議についても要請しました。

### 4.「建設業取引適正化推進期間(10~12月)の取組

建設業の取引適正化に関する法令遵守が図られるよう集中的に活動を行う『建設業取引適正化推進期間』(10~12月)には、各県知事許可部局と連携のうえ、4業者(大臣許可業者1業者、各県知事許可業者3業者)に対して合同立入検査を実施しました。

また、中国地方整備局と各県の共催により、改正建設業法の内容を中心とした「建設業法に関する講習会」を<u>8回</u>開催し、建設業関係者を中心に延べ<u>377名</u>に参加いただきました。なお、講習会に参加できなかった方が聴講できるよう講習会の動画をホームページに載せました。

#### 中国地方整備局建設業法令遵守推進本部 令和 4 年度活動方針

中国地方整備局建設業法令遵守推進本部では、平成 19 年度の設置以来、元請負人(下請契約の注文者である建設業者)と下請負人(下請契約における請負人)との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図るため、建設業における法令遵守に関する各種取組を行ってきたところである。

特に、元請下請間の不適切な契約手続等を原因とするトラブルを未然に防ぐには、建設工事の請負契約の当事者双方が法制度に対する理解を増進することが重要であり、その観点から、「建設業法令遵守ガイドライン」の周知等を進めてきたところである。

引き続き、国土交通本省の活動方針を踏まえたうえで、建設業における法令遵守の徹底に向けた各種取組を推進するため、今年度の活動方針を以下のとおり定める。

#### 今年度の重点取組事項

- I 各種相談窓口の周知の強化(活動方針1.)
- Ⅱ 建設業関係法令等の周知の強化(活動方針2.及び3.)
- Ⅲ 適切な水準の賃金支払等、技能労働者の処遇改善に関する情報収集、調査及び周知 (活動方針 2.)

#### 1. 相談等への対応及び法令違反情報の収集

#### 【目的】

「駆け込みホットライン」及び「建設業フォローアップ相談ダイヤル」(以下「各種相談窓口」という。)は、個別の相談対応ツールとしての役割のほか、通報による法令違反情報収集の重要な窓口でもあり、ひいては法令違反を未然に防止する機能も持ち合わせることから、その積極的な活用を促す。

#### 【目標】

中国地方整備局管内の建設業者(約 29,800 業者。うち国土交通大臣の許可を受けた建設業者約 600 業者、県知事の許可を受けた建設業者約 29,200 業者。)に対して、各種相談窓口の周知を強化するとともに、寄せられた情報については該当県に情報提供を行う等、その後の指導に有効活用する。

#### 【取組】

- (1) 各種相談窓口の周知
  - ①建設業者への書類送付の際に、各種相談窓口の案内リーフレットを同封するほか、 立入検査及び各種講習会等で各種相談窓口について紹介する等、様々な手法により 周知を行う。
  - ②各県にも各種相談窓口の周知を要請する。
  - ③中国地方整備局内の発注部局と連携し、発注者協議会や各種講習会を通じて各種相 談窓口の周知を行う。
    - あわせて、建設工事の請負契約を巡る元請・下請間でのトラブルに際して解決方法

をアドバイスする「建設業取引適正化センター」について、その認知の向上に向けて、 一層の周知を図る。

#### (2) 相談及び通報対応

各種相談窓口を通じて得られた個別の相談及び通報事項に対し、適切に対応する。 なお、建設業法第24条の5「不利益取扱いの禁止」規定の趣旨を踏まえ、元請負人 の報復等から下請負人を保護する対策の重要性等に鑑み、相談等対応後の取引状況を フォローする取り組みを実施する。また、通報を端緒として元請負人に対する指導・ 監督を行った事案について、その後の元請負人の改善措置状況のフォローアップを行 う。

#### (3) 収集した情報の分析反映

各種相談窓口を通じて得られた情報の分析を行い、講習会等における周知、各県への情報提供や、「建設業法に基づく適正な施工体制について Q&A」に分析結果を反映させる。

#### 2. 立入検査及び報告徴取の実施

#### 【目的】

元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図るため、法令に抵触する態様等が認められた場合には、速やかに是正させることを目的とする。

#### 【目標】

立入検査及び報告徴取(以下、「立入検査等」という。)は、効率的かつ効果的に実施する。 立入検査等の対象となる建設業者(以下「対象業者」という。)の選定にあたっては、様々な情報に基づき、選定する。選定した対象業者から、重点対象業者を選定し、他よりも優先 して立入検査等を行う。

また、県知事の許可を受けた建設業者に対する立入検査等を行う際は、各県と連携を図る。

#### 【取組】

(1) 立入検査等の実施

立入検査等の実施にあたっては、建設業関係法令及び「建設業法令遵守ガイドライン」等に則り、幅広く検査を行う。

(2) 対象業者の選定

立入検査等は、次の選定基準に該当する建設業者を中心に実施する。

- ① 各種相談窓口に通報等が寄せられた建設業者
- ② 営業所の実態又は技術者に必要な実務経験等に疑義のある建設業者
- ③ 新たに国土交通大臣の許可を受けた建設業者
- ④ 過去に勧告を行った建設業者(フォローアップ検査)
- ⑤ 下請取引等実態調査において未回答又は不適正回答の多い建設業者
- (3) 実施事項(重点項目)
  - ① 技能労働者への適切な水準の賃金支払い

ダンピング受注は、下請業者へのしわ寄せや技能労働者の賃金水準の低下等につながりやすく、担い手の確保・育成を困難とするものである。よって、発注者・受注者間及び元請負人・下請負人間のいずれにおいても、適正な請負代金での契約締結がなされるよう、建設業法第20条の見積りに関する規定等を踏まえ、標準見積書の活用状況や見積りに基づく協議の状況、代金の支払い状況等について確認を行う。また、その後も継続して、改善状況について深掘りした情報収集や調査を行う。

② 低価格受注工事における下請取引状況の確認

上記①の取り組みを踏まえ、特に公共工事における低価格受注工事については、入札にあたっての価格設定及び積算単価の考え、下請契約における下請負人との協議 状況や代金の支払い状況等について、深掘りした情報収集や調査を行うものとし、 必要に応じて関係する公共工事発注部局に対しても確認を行うものとする。

#### ③ 著しく短い工期の禁止

当初契約や工期の変更に伴う契約変更の際に、著しく短い工期の疑義がある場合には、工期に関する基準(令和2年7月中央建設業審議会勧告)が、工期の設定にどのように考慮されたかを確認する。また、過去の同種類似工事の実績との比較や建設業者が行った工期の見積りの内容の精査、さらには工期設定の結果として時間外の労働時間状況の把握などを行ったうえで、工事ごとに個別に判断することになるため、深掘りした情報収集や調査を行う。

加えて、今年度は受発注者間の契約締結状況について確認を行い、個々の工期の実態を把握したうえで、発注者に対しても必要な注意喚起を行うものとする。

#### ④ 価格転嫁

昨今の資機材の高騰を踏まえた適正な価格設定及び適切な協議は大変重要であり、 不適正な請負代金の設定による請負契約は建設業法に違反するおそれがあることか ら、請負契約における請負代金の変更に関する規定(いわゆるスライド条項等)の 適切な設定・運用状況について確認を行うものとする。

また、受発注者間についても同様の確認を行い、発注者に対しても状況に応じて 適切な対応等の要請や必要な注意喚起を行っていくこととする。

#### ⑤ 下請代金の支払手段

建設業法第24条の3第2項に規定された努力義務「下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければならない」の徹底のため、必要な確認と周知を行う。

また、手形に関し、更なる手形期間の短縮、割引料等のコスト負担を下請業者に 負担させないこと等が盛り込まれた「下請代金の支払手段について」(令和3年3月 31日付け中小企業庁・公正取引委員会)の通達を踏まえて建設業法令遵守ガイドラ インを改訂したところであり、必要な周知を実施する。

#### (4) 実施項目 (その他)

#### ① 建設業を支える担い手の確保・育成

個々の技能者がその有する技能と経験に応じた適正な評価や処遇を受けられる環境整備や、建設業で働く人たちの福祉の増進と雇用の安定を図る観点から、次に掲げる事項について確認し、制度の普及に向けた必要な周知を行う。

- ア 建設キャリアアップシステムへの登録の有無、カードリーダー設置等による就業履歴の蓄積が可能な環境の有無、就業履歴の蓄積の有無をそれぞれ確認し、対応されていない場合は対応を促す。
- イ 退職金制度の設定有無を確認し、無い場合には対応を促す。(建設業退職金共済制度に加入している場合、掛金充当の状況及び事務受託の状況の確認を併せて行う。)

#### ② 規制逃れを目的とした一人親方対策

元請業者(発注者から建設業法第24条の8(施工体制台帳及び施工体系図の作成等)に該当する工事を直接請け負った建設業者)は、下請業者(元請業者が請け負った建設工事に従事するすべての下請負人)に対し、一人親方(従業員を雇っていない個人事業主)との再下請負通知書及び建設業法第19条第1項に基づく請負契約書の写しの提出を求めるとともに、元請業者は適切な施工体制台帳等を作成すべきであることなど、法令遵守の徹底に向けた必要な周知を実施する。周知には「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」やリーフレット「みんなで目指すクリー

ンな雇用・クリーンな請負の建設業界」を活用するものとする。

③ 法定福利費の確保

社会保険加入対策の一環として、下請負人から元請負人に交付される見積書に法 定福利費の内訳明示がなされているか確認を行う。また、「建設工事従事者の安全及 び健康の確保の推進に関する法律」及び「建設業法令遵守ガイドライン」における 安全衛生経費の確保に係る取扱いについて周知する。

④ 不利益取扱いの禁止

「不利益取扱いの禁止」規定の趣旨を踏まえ、元請負人の報復等から下請負人を保護する対策の重要性等に鑑み、相談等対応後の取引状況をフォローするため、対象業者への立入検査等に至る端緒が下請負人からの通報であるときは、当該下請負人との取引状況について確認するとともに、適切に指導を行う。

⑤ 外国人材の受入

外国人建設就労者受入事業又は特定技能制度(建設分野での受入に限る)について、適切に指導する。

(5) 県との連携

各県と連携し、県知事の許可を受けた建設業者に対する立入検査あるいは大臣の許可を受けた建設業者に対する立入検査を合同で実施する。

また、各県に対し、各県が単独で立入検査等を行うための支援として、立入検査等 に必要な情報やマニュアル等の提供を行う。

(6) 立入検査等結果の公表

立入検査等終了後、検査結果を速やかに集計し、「法令遵守情報サイト」に掲載する。

## 3. 建設業関係法令等の周知及び遵守促進(建設業取引適正化推進期間(10~12 月)における取組を含む)

#### 【目的】

建設業関係法令等の周知及び遵守促進に関する取組は、元請・下請を問わず、幅広く浸透していくことが重要である。また、下請負人となる機会の多い建設業者における関係法令等の理解が不十分との指摘がある。これらを踏まえ、より多くの建設業者等に対し、建設業関係法令等の周知及び遵守促進を図る。

#### 【目標】

建設業取引適正化推進期間講習会を着実に実施するとともに、様々な機会を捉えて業界に対し、建設業関係法令の周知拡大を行う。

#### 【取組】

- (1) 建設業取引適正化推進期間講習会での取組
  - ① 建設業関係法令等の説明を行ない、法令遵守を促す。
  - ② 建設業取引適正化推進期間中に、中国五県全てにおいて開催する。
  - ③ 多数の聴講者を募集するため、各県をはじめ建設業協会、行政書士会、各種協議会参画メンバー等多方面にパンフレットの配布、ホームページや会報誌への掲載を依頼して、講習会開催の周知を図る。
  - ④ 県知事許可や一般建設業許可の建設業者に対しては、重点的な聴講の呼びかけと 勧誘を要請する。
  - ⑤ テキストを工夫する等して適切で分かりやすい説明を行う。
- (2) 上記以外の講習会等での取組

各種講習会や出前講座の場を積極的に活用し、テキストを工夫する等して適切で分かりやすい説明を行ない、建設業関係法令等の周知を図る。

(3) 立入検査での取組

立入検査では、建設業関係法令等の説明を行い、法令遵守を促す。

(4) ホームページを活用した取組

中国地方整備局ホームページに設置している「法令遵守情報サイト」

(<a href="http://www.cgr.mlit.go.jp/chiki/kensei/shidou">http://www.cgr.mlit.go.jp/chiki/kensei/shidou</a>) の掲載情報を適切に更新し、より充実した内容とする。また、上記(1)、(2)及び(3)に掲げる講習会等の機会を通じて、「法令遵守情報サイト」の周知に努める。

(5)発注担当者に向けた周知

発注担当者にも建設業における法令遵守の理解浸透を図るため、公共工事及び民間工事の発注者に、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」の周知に努める。また、発注担当者からの相談に対し、適切に対応する。

(6) 建設業法令遵守における新規事項の周知

改正建設業法において新設された「著しく短い工期の禁止」や「労務費相当額を現金で支払う配慮義務」等の周知については、引き続き「建設業法令遵守ガイドライン」に沿った適切な取扱がなされるよう、上記(1)、(2)及び(3)に掲げる講習会等の機会を通じて周知する。あわせて、宅地造成及び特定盛土等規制法(通称「盛土規制法」)等、その他建設業法令遵守に関係する新規事項についても、周知を行う。

#### 4. 関係機関との連携

(1) 不良・不適格業者への対応に係る都道府県との更なる連携の強化

従前より、法令遵守の徹底については、中国地方整備局と各県において密接な連携を図って対応してきたところであるが、近年、建設業者の施工不良に関する問題が大きく報道されるなど社会的に注目を集める事案が相次いでおり、このような事案を繰り返し起こしたり、発注者に対して責任ある対応を行わない不良・不適格業者に対しては、中国地方整備局や各県の許可行政庁間において更なる連携強化を図り、厳格に対応することが重要であることから、情報を確知した場合の速やかな情報共有や合同による立入検査等の実施、事後の営業状況の継続的な把握等について、連携・協力し対応する。

- (2) 各県及び関係省庁との間では、建設業における法令遵守に関する立入検査の合同実施、講習会及び研修会等の合同開催や、各県に赴く機会等に情報交換を行う、また許可・指導監督等で各県が直面する課題に関する相談に対応することを通じて、連携強化に努める。
- (3) 建設関係団体等との間では、情報及び意見の交換を行うほか、建設業における法令遵守に関する講習会及び研修会等の合同開催や講師を派遣する等の対応に努める。

#### 5.新型コロナウイルス感染症関係

- (1) 立入検査の実施並びに講習会及び研修会等の開催に際しては、新型コロナウイルス感染拡大防止の状況を注視しつつ、適切な対応を図る。
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策として建設工事の一時中止又は延期等の影響により、下請負人に不測の損害を与えることのないよう、適正な下請契約や下請代金の支払いを求めるため、建設業関係団体等に対して発出された「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う下請契約及び下請代金支払の適正化の徹底について」(令和2年3月11日国土建推第38号・国土建整第132号)の趣旨・内容を、建設業者にあらゆる機会を通じて、十分な周知を行う。

- (3) 違反通報窓口である駆け込みホットライン等に寄せられた新型コロナウイルス感染症対策に関する相談については、適正な助言及び指導を行うとともに、その内容によっては「建設業取引適正化センター」を案内する。
  - また、必要に応じ、発注部局及び各県の建設業許可部局との連携の強化や、建設業者に対する指導及び監督の強化等に努める。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、建設現場等の実態に応じた新型コロナウイルス感染予防対策を行う際の基本的事項を定めた「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」(令和3年5月12日改訂)の周知に努める。

### 建設業に関する各種相談窓口 [令和4年4月27日改訂版]

### 関する総合的な相談窓

※許可申請等に関するお問い合わせは 4 をご参照下さい

### TEL 0570-004976

E-mail:hqt-kensetsuqyou110@qxb.mlit.qo.jp ※ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

【受付時間】10:00~12:00,13:30~17:00 (土日、祝日、閉庁日を除く)

- ●資機材価格の高騰等による価格転嫁、労務単価、 品確法の運用指針、社会保険加入対策などの建設 業に関する様々な相談を総合的に受け付けます。
- ●加えて、建設業法令遵守ガイドラインの内 容や、取引に関する法令上の規定などを確 認したい場合の相談も受け付けます。

建設業フォローアップ相談ダイヤル

検 索

#### 建設業フォローアップ相談ダイヤル

~将来にわたる品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に向けて~

国土交通省では、品確法の運用指針の趣旨の現場への浸透や適切 な受免注者関係の構築に向け、「品確法の運用指針」や「新労務単価」、 「建設業における社会保険加入対策」、「資機材価格の高騰等による価 格転嫁」などの相談を総合的に受け付ける窓口を開設し、元請事業者、 下請事業者、技能労働者など、様々な立場の皆さんの現場の生の声や情報を聞かせていただいてきたところです。

令和元年12月24日より、メールの受付アドレスが変更になっております。本リーフレットのアドレスをご利用ください。



### TEL. 20570-004976

受付時間 10:00-12:00 13:30-17:00 (土日: 祝祭日: 南宁日を除く)

国 土 交 通 省 不動産・建設経済局 建設業課

# 取引適正化センタ

センター 東京 TEL 03-3239-5095 FAX 03-3239-5125

E-mail:tokyo@tekitori.or.jp

TEL 06-6767-3939 FAX 06-6767-5252

相談料 無料

センター 大阪

【受付時間】9:30~17:00

(土日、祝日、年末年始を除く)

E-mail:osaka@tekitori.or.ip

建設業取引適正化センター 建設電取引導正化センター

建設業取引適正化センター

検索

●元請・下請間等の取引で「困ったことが起きたが、どうしたら良いかわからない」という 方には、その解決方法をアドバイスし、「どこに相談したら良いかわからない」という方には、 相談先である関係行政機関、紛争処理機関等をご紹介します。

### 建設業の法令違反に関する通報窓口

## 3

### 駆け込みホットライン

# TEL 0570-018-240 FAX 0570-018-241

E-mail:hqt-k-kakekomi-hl@gxb.mlit.go.jp ※ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

【受付時間】10:00~12:00,13:30~17:00 (土日、祝日、閉庁日を除く)

- 主に国土交通大臣許可業者を対象に建 設業に係る法令違反行為の通報を受け 付けます。
- 法令違反の疑いがある建設業者には、 必要に応じ立入検査などを実施し、違 反行為があれば指導監督を行います。





駆け込みホットライン

検索

### 4

### 許可申請等に関するお問い合わせ窓口

### TEL 082-221-9231

中国地方整備局/代表

→建政部計画・建設産業課をご指定ください

【受付時間】9:15~12:00,13:00~18:00 (土日、祝日、閉庁日を除く) 各県の建設業担当部署(連絡先)は、 次のキーワードでご確認いただけます。

建設業 許可行政庁一覧

検索

● 建設業許可、建設業の変更届、経営事項審査等の建設業法に基づく申請手続きについてのご相談、その他建設業法関係全般のご相談を受け付けます。

# 建設業法及び各種ガイドラインの詳細は国土交通省ホームページでご確認いただけます

建設業法

検索

建設業法令遵守ガイドライン

検索

